

○ 生保営業職員 10年で最少 (24/7/5 日経朝)

- ・ 大手生保の営業職員数が減少している。2023 年度末時点での大手 4 社の営業職員数は約 15 万人と 20 年度末から 1 割減り、この約 10 年間で最も少なくなった。新規の採用難や転職者の増加が背景にある。今後も減少は続くとみられ、各社は AI を活用するなどして人手不足に備える。
- ・ 背景には人材の獲得競争の激化がある。新型コロナウイルス禍後は飲食業などの求人が増え、生保の営業職員の応募者が少なくなった。
- ・ 営業職員は、銀行窓口やインターネット、保険ショップで契約する人が増えた今でも生保の主力販売チャネルだ。営業職員経由の保険商品の販売は全体の 5 割超を占める。各社は営業職員の定着率を高めようと、待遇改善に力を入れてきた。人材の獲得競争が激化するなか、他産業でも賃上げの動きが広がる。人手不足は金融業界だけにとどまらず、今後も採用難が続く公算が大きい。
- ・ 人海戦術による営業に限界が見えるなか、各社が力を入れるのが AI やデジタル技術の活用だ。AI やデジタル技術の活用は、営業職員の雇用に直結するテーマでもある。ある大手生保首脳は「デジタル技術などが進展すれば、営業職員を現状の規模で維持する必要はなくなる」と話す。大量の営業職員を抱え、販売目標を課しながら契約を獲得する手法は転換期を迎えつつある。

○ 個人向け火災保険で「建物省エネ化費用特約」を販売開始 MS&AD (24/7/8 ニュースリリース)

https://www.ms-ins.com/news/fy2024/pdf/0708_1.pdf

- ・ 三井住友海上ならびに、あいおいニッセイ同和は、2025 年 4 月に改正予定の「建築物省エネ法 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律)」に合わせ、住宅が全焼・全壊して再築等を行う際に、省エネルギー基準 (以下「省エネ基準」) に適合させるための追加費用を補償する「建物省エネ化費用特約」を開発した。2024 年 10 月から個人向け火災保険の特約として販売を開始する。
- ・ 日本では、2050 年カーボンニュートラル実現に向け、エネルギー消費量の約 3 割を占める建築物に対する省エネ取組が急務となっており、2022 年 6 月には、建築物省エネ法の改正が公布された。これにより、2025 年 4 月以降のすべての新築住宅は、省エネ基準適合が必須化される。
- ・ 省エネ基準の適合には「断熱等性能等級 4 以上」「一次エネルギー消費量等級 4 以上」などを充足する必要がある。一方で、火災保険の損害保険金は再調達価額基準で算定されるため、全焼・全壊して再築等を行う際、省エネ基準適合のために追加費用が生じることが想定される。
- ・ 「建物省エネ化費用特約」は、建物の損害に対して損害保険金が支払われ、その損害が「全焼・全壊」に該当した場合に、保険の対象である建物を「省エネ基準適合建物」に建てかえまたは買いかえ等を行う費用として、建物保険金額に 10% を乗じた額 (1 回の事故につき、1 敷地内ごと 100 万円限度) を支払う。
- ・ 両社は、今後も脱炭素社会の実現に向けた環境変化に対応する新たな保険商品・ソリューションの開発・提供を行っていく。

○ 「カスタマーハラスメントに対する方針」の策定 損保ジャパン（24/7/9 ニュースリリース）

https://www.sompo-japan.co.jp/-/media/SJNK/files/news/2024/20240709_1.pdf?la=ja-JP

- ・ 近年、お客さまから理不尽な要求をされる、不当な行為を強要されるなどのカスタマーハラスメントが社会問題となっており、テレビや新聞、インターネットなどで報じられる機会も多くなってきている。当社においても、カスタマーハラスメントに該当する可能性が高い事例が確認されている。
- ・ 当社は、社員が心身ともに健康で、安心して働くことができる職場環境を整える必要があるという考えのもと、カスタマーハラスメントに該当すると考えられる行為から社員一人ひとりを守り、質の高いサービスを持続的に提供していくため、「カスタマーハラスメントに対する方針」を策定した。今後とも、お客さまの声を真摯に受け止め、すべてをお客さまの立場で考える会社として、お客さまに満足いただける商品・サービスを提供していきけるよう努めていく。

○ 中小企業向け従業員の休業時における補償拡充 東京海上日動（24/7/9 ニュースリリース）

https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/release/pdf/240709_01.pdf

- ・ 東京海上日動は、中小企業向け保険「超 T プロテクション（業務災害総合保険）」において、業務に起因しない病気や精神障害により役員・従業員が休業した場合に、企業が災害補償規定に基づき負担する費用を補償する特約を新設する。また、休職された方の職場復帰に向けた心理面のサポートを行う「職場復帰支援サービス」の提供範囲を拡大する。
- ・ 少子高齢化およびこれに伴う生産年齢人口の減少により人手不足が深刻化するなか、中小企業にとって人材確保・定着に向けた取組みは喫緊の課題となっている。こうした環境を受けて、当社は 2023 年 10 月より従業員のケガの補償を業務外まで拡大する「従業員フルタイム特約」および業務外の疾病による入院時の費用を補償する「医療補償特約」を提供してきた。この度、2024 年 10 月より、病気や精神障害により従業員が休業した場合に保険金をお支払いする「疾病休業補償特約」および「精神障害追加補償特約（疾病休業補償特約用）」を新設する。既に提供している「休業補償特約」と併せてご契約いただくことで、業務内外を問わず、従業員の休業について幅広い福利厚生制度を実現がすることができる。
- ・ 「疾病休業補償特約」では、業務に起因しない疾病により役員・従業員が休業した場合に補償対象とする。「精神障害追加補償特約（疾病休業補償特約用）」をご契約いただくことで、政府労災保険の給付対象外となる精神障害についても、補償対象とする。保険金（日額）は 5,000 円以内、免責期間は 7 日以上で設定いただく。
- ・ 職場復帰支援サービスは、これまで「三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約」をご契約いただいている場合で、役員・従業員が当該特約の保険金の支払対象となる事由に該当したときに利用可能だったが、今回の特約新設に伴い、「休業補償特約」または「疾病休業補償特約」をご契約いただいている場合で、役員・従業員が当該特約の保険金の支払対象となる事由に該当したときにも利用可能とする。

○ 企業向け火災保険で「再発防止費用補償特約」を販売 MS&AD（24/7/11 ニュースリリース）

https://www.ms-ins.com/news/fy2024/pdf/0711_1.pdf

- ・ 三井住友海上とあいおいニッセイ同和は、7 月より企業向け火災保険で「再発防止費用補償特約」の販売を開始する。本特約では、企業の敷地内で火災・爆発等の大口事故が発生した際、事故の再発防止のためにお客さまが負担した費用を補償し、企業の自発的な再発防止取組を支援する。

- ・ 大規模な工場を中心に、老朽化した建物・設備の火災や爆発等による被害が年々増加する傾向にあり、事故の再発防止や被害軽減に向けた取組の重要性が高まっている。一方で、従来の一般的な火災保険は、事故発生時に「元の状態に復旧するための費用」を補償するものであり、再発防止に要する追加費用を補償していないことから、企業の自発的な再発防止取組を促すことができていなかった。
- ・ 保険の対象の敷地内において、火災・爆発等による大口事故（損害保険金の支払額が 1,000 万円以上）が発生した際、従来の火災保険で補償する損害保険金や費用保険金に加え、事故の再発防止のためにお客さまが支出した追加の費用（最大 5,000 万円）をお支払いする。豊富なリスクコンサルティングノウハウを保有する MS&AD インターリスク総研が、お客さまの再発防止対策を確認・認定のうえ、認定された再発防止費用を本特約で補償することで、より効果的に企業の中長期的な防災・減災取組を支援する。
- ・ 再発防止取組の例は、火災事故が発生した工場建物内に事故発生前には未設置だったスプリンクラー設備を復旧時に新たに設置した、爆発事故が発生したプラント設備に事故原因となった配管の異常を事前に検知するためセンサー等の IoT 機器を新たに設置した、等。

○ AI 画像分析による建物損傷箇所の診断サービスを提供開始 MS&AD (24/7/16 ニュースリリース)

https://www.ms-ins.com/news/fy2024/pdf/0716_1.pdf

- ・ 三井住友海上、あいおいニッセイ同和、ならびに Tractable Ltd.（以下「トラクタブル社」）は、本日より、お客さまが撮影した住宅の外観写真を AI が分析し、損傷の有無等を診断したレポートを提供するサービスを開始する。本サービスの提供を通じて、お客さまの住宅の適切な維持・管理を後押しするとともに、損傷状況等の蓄積データを活用することでアンダーライティング力の向上を目指していく。
- ・ 日本の住宅を取り巻く環境は、多発・激甚化する自然災害をはじめ、インフレ等による建築価格の高騰、人口減少に伴う空家の増加など、さまざまな課題を抱えている。これらの解決には、住宅の定期的な診断とメンテナンスにより、良好な状態を保ちながら長く住み続ける必要がある一方、「住宅を定期的に診断し、管理する」という意識が定着していないという課題がある。また、火災保険の支払保険金は、建築からの経過年数に応じて増加する傾向にあり、大規模な自然災害が発生した場合には、その傾向が顕著に現れる。このような中、3社は、住宅の外観写真を撮影するだけで、お客さま自身で簡単に住宅の状態を確認できる診断サービスを開発した。
- ・ 戸建住宅等の所有者を対象に、お客さまがスマートフォン等の専用アプリで撮影・送信した住宅の外壁や雨どいの画像を AI が分析し、検知した建物の損傷箇所等を「診断結果レポート」として無償提供する。3社は、火災保険の損害サービス領域における「建物損害額算出システム」で協業しており、本システムで活用実績のあるトラクタブル社の AI 技術を活用することで、精度の高いレポートの提供を可能にした。

以上